

個人情報取扱事務委託の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課 薬務課</p>	<p>個人情報の取扱いを伴う事務の委託業務契約について、「個人情報取扱事務委託基準」に定められた「個人情報の保護」の規定がなかったり、「個人情報取扱特記事項」を添付していない、または、項目が不足するなどの不備が散見された。</p> <p>≪健康医療部保健医療室健康づくり課≫</p> <p>1 衛生行政基礎資料作成業務 (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 (2) 支出額：2,349,000円</p> <p>2 平成25年度がん登録事業委託業務 (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 (2) 支出額：9,660,000円</p> <p>≪健康医療部薬務課≫</p> <p>3 大阪府登録販売者試験受験者データ入力業務 (1) 契約期間：平成25年6月12日～同年7月31日 (2) 支出額：133,371円</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して、個人情報の保護のために適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【「個人情報取扱事務委託基準」より】</p> <p>○ 委託に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする ・ 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項（例）」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項を定めること。 ・ 委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。 ・ 入札の方法による契約にあっては入札の前、また、随意契約にあっては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。 ・ 委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。 <p>○ 契約に当たっての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約を締結するにあたっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。 	<p>平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準について周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、引き続き職員に注意喚起して、適正な事務処理を行う。</p>